

○厚生労働省告示第七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成三十年厚生労働省告示第二百六十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年一月十三日から適用する。

平成三十一年一月十一日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>ただし、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものうちアンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素及びホウ素の成分規格については、平成三十一年一月十二日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。</p>	<p>ただし、ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものうちアンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素及びホウ素の成分規格については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。</p>